

協約締結拒否は当然と開き直る会社！

桑原明洋人事部勤労課課長代理（当時）の証人尋問行われる！

東京都労働委員会不当労働行為救済申立事件（協約締結拒否都労委）

9月1日、東京都労働委員会において、会社が基本協約の締結を拒否している、不当労働行為救済申立事件（協約締結拒否都労委）の証人尋問が行われました。

今回は、会社側の証人として、当時の桑原明洋人事部勤労課課長代理（現在、尾張一宮駅長）が、JR東海労と基本協約を「締結できない理由」について証言しました。しかし、その内容は、この間労使協議で主張していたことを一切押し隠し、その場を繕う会社の一方的な主張に終始しました。桑原証人は、「JR東海労が、新人事・賃金制度に妥結すると言いつつ、新制度の理念・根幹である主任レポートに反対している」から、「基本協約の内容に合意しているとはならない」という考え方を明らかにし、会社が基本協約を締結しないのは正当であると証言しました。

また、主任レポートに関する労使協議を拒否していることについて、「主任レポートは業務指示に基づき行っていることなので、業務委員会の付議事項ではなく協議しないことは何ら問題なく正当である」と証言しました。さらに、「制度に妥結する」と言うことは、「制度の内容をすべて納得し飲み込むことである」と証言し、運用上の問題点を指摘し改善を求めることは許さないという会社の姿勢を明らかにしました。

皆さん、このような会社の主張をどのように感じますか。矛盾していると思いませんか。主任レポートに関して、一方では「制度の理念・根幹」と言いつつ、他方で「業務指示の範疇」だから協議しないと主張をしています。まったくのごまかしです。制度の理念・根幹というのであれば協議すべきです。そもそも、主任レポートは「制度と直接関係しない」と言っていたのは会社です。それをいつの間にか「制度の根幹だ」とはよく言ったものです。まさに、その場限りの対応で乗り切ろうという姿勢に過ぎません。

私たちは、次回10月1日13:30からの反対尋問で、会社主張の矛盾を追及します。多くの組合員の結集で反撃していきましょう！

妥結したら、すべてを飲み込め！一切の異議を唱えるな！
労働組合の主張を封殺する行為を自己暴露！